

きしわだ新拠点〈やまだい東〉ロゴの使用に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、きしわだ新拠点〈やまだい東〉ロゴ(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ)

第2条 ロゴのデザイン及び使用方法等は、別記やまだい東ロゴ運用マニュアル(以下「マニュアル」という。)のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴに関する一切の権利は、岸和田市(以下「市」という。)に属する。

(使用の登録)

第4条 ロゴを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、市長に使用の登録をしなければならない。

2 前項の規定による使用の登録をする者は、ロゴを使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用しようとする商品等が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴの使用を承認するものとする。

- (1) ロゴをガイドライン及びマニュアルに沿って使用しない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) きしわだ新拠点〈やまだい東〉のまちづくりの趣旨に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 市及び研究会の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 第三者の利益を害する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (7) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) 不当な利益を得るために使用する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (10) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (11) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により、承認しないときは申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用できる期間)

第6条 ロゴの使用できる期間は、使用の登録の際に申請者が申し出た期間とする。

(使用料)

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 第4条第1項各号又は第5条の規定に基づきロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の登録内容にのみ使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) マニュアルに沿って正しく使用すること。
- (3) ロゴ自体を商品化しないこと。
- (4) ロゴを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴを使用した物品等(以下「使用物品等」という。)を商標登録しないこと。
- (6) ロゴを使用する場合にあっては、市及び研究会が当該商品、事業等を保証するかのような誤解を第三者に与えないように配慮すること。

(使用の登録内容の変更)

第9条 使用者は、使用の登録内容について変更しようとするときは、改めて使用の登録を行うこと。

(使用の取りやめ)

第10条 使用者は、承認を受けた内容について、使用を取りやめ、又は承認の条件を満たさなくなったときは、取りやめ日をもってロゴの使用を直ちに停止しなければならない。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) このガイドラインに定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 使用の登録内容に虚偽があると認められたとき。
 - (3) その他ロゴを継続して使用することが不相当であると市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、ロゴの使用の差止め及び使用物品等の回収又は破棄を命ずることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(費用等の負担)

第12条 市長は、次に掲げる費用を負担しない。

- (1) 第4条又は第9条の規定に基づく使用の登録に要した費用
- (2) 第10条の規定に基づく使用の取りやめに要した費用
- (3) その他ロゴの使用に係る一切の費用

(事故、苦情等の処理)

第13条 使用者は、使用物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

(損失補償等の責任)

第14条 市長は、ロゴの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴの使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績等の報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、使用状況又は実績の報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により使用状況等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(情報の公開)

第16条 市長は、ロゴの使用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 ロゴの使用の承認等に関する事務は、岸和田市まちづくり推進部都市整備課において行う。

(その他)

第18条 このガイドラインに定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和4年12月12日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。